

## 安城シティマラソンキッチンカー出店者募集規約

### 1 目的

市内飲食物の販売機会の増加等を目的として、安城シティマラソンにおける参加者等に対して飲食物の販売を希望するキッチンカー等の出店者を募集する。

### 2 募集内容

#### (1) 出店場所

安城市総合運動公園芝生広場周辺

#### (2) 出店数

5店舗（ただし先着順とする。）

#### (3) 出店時間

午前9時から正午まで

#### (4) 販売品目

酒類を除く飲食物で、保健所から食品衛生法に基づく適切な営業許可を得ているもの。

なお、テーブル・椅子等の使用は認めず、テイクアウト販売に限る。

#### (5) 出店料及び出店に係る費用

出店料は1店舗1,060円とし、出店に係る食器や原材料等の費用は出店者の負担とする。

#### (6) 準備について

出店見取図と現地の出店区画を確認の上、駐車し準備を行うこと。出店者の車両による搬入時間は午前8時15分から午前8時45分、搬出時間は正午から午後12時30分とし、午前9時から正午までは車両の乗り入れ及び移動を一切禁止とする。総合運動公園内を走行する際はハザードランプを点灯させ、徐行運転とすること。

なお、全体のスペースに限りがあるため、複数車両で来場の場合は、荷物を下ろした時点で速やかに総合運動公園内駐車場へ移動すること。

## (7) その他

雨天等での中止の判断は当日朝6時に当実行委員会で行い、中止と判断した場合は市HPにて発表する。

中止となった場合の順延・出店料の返金はないものとする。

## 3 応募資格について

- (1) 安城市内に実店舗を持つ者、または、安城市内でキッチンカー等を用いて販売を行う安城市在住の者であること。
- (2) 調理営業に関して必要な許可及び資格を有すること。

## 4 出店上の留意事項

- (1) 総合運動公園内の電気設備、水道設備、排水設備の使用は原則として認めない。必要な場合は出店者にて発電機等を用意すること。
- (2) 火器又は発電機を使用する場合は、消火器等を必ず備えること。発電機を使用する場合、会場内でガソリン携行缶から発電機への給油行為は行わないこと。
- (3) 一般の利用者及び近隣住民等の迷惑にならないように努めること。また、音響設備の使用は認めない。
- (4) 車両の移動及び配置に際しては、歩行者及び他の車両等との事故がないよう万全の注意を払うこと。
- (5) 食中毒等が発生しないよう万全の注意を払うこと。
- (6) 各店舗で出たごみを回収するためのゴミ箱を必ず設置すること。また、シティマラソン終了後は、清掃・片付けを行うこと。各店舗で出た廃油や水、ごみはすべて持ち帰ること。
- (7) 出店による事故、苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。